

令和 2 年度法制度小委員会の審議の経過等について（案）

令和 3 年 1 月 日
文化審議会著作権分科会
法 制 度 小 委 員 会

1. はじめに

第 20 期文化審議会著作権分科会法制度小委員会（以下「本小委員会」という。）においては、知的財産推進計画 2020（令和 2 年 5 月 27 日知的財産戦略本部決定）等を踏まえつつ、主に以下の課題について検討を行ってきた。

- (1) 図書館関係の権利制限規定の見直し（デジタル・ネットワーク対応）について
- (2) 独占的ライセンシーに対する差止請求権の付与及び独占的ライセンスの対抗制度について
- (3) 研究目的に係る権利制限規定の創設について

その審議の経過等は、2. の記載のとおりであり、このうち、(2) 及び (3) については今年度の議論を受けて来年度さらに議論を深める必要がある。また、今年度検討に着手できなかった課題も複数あるため、それらについては、来年度以降、重要性・緊急性に応じて順次検討を行うこととする。

2. 課題の審議状況について

（1）図書館関係の権利制限規定の見直し（デジタル・ネットワーク対応）について（ワーキングチーム関係）

著作権法（以下「法」という。）第 31 条に規定する図書館関係の権利制限規定については、従来から、デジタル化・ネットワーク化に対応できていない部分があるとの指摘がなされてきたところ、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う図書館の休館等により、インターネットを通じた図書館資料へのアクセスに係るニーズが顕在化した。こうした状況を踏まえ、「知的財産推進計画 2020」において、当該権利制限規定をデジタル化・ネットワーク化に対応したものとすることが短期的に結論を得るべき課題として明記された。

これを受け、本小委員会においては、(1) 入手困難資料へのアクセスの容易化（法第 31 条第 3 項関係）、(2) 図書館資料の送信サービスの実施（法第 31 条第 1 項第 1 号関係）という 2 つの課題について、本小委員会の下に設置された「図書館関係の権利制限規定の在り方に関するワーキングチーム」を設置して、幅広い関係者からのヒアリングを行った上で集中的に検討を行い、令和 2 年 1 月 4 日付で「図書館関係の権利制限規定の見直し（デジタル・ネットワーク対応）に関する中間まとめ」をとりまとめた。その後、意見募集手続を経て、第 3 回の本小委員会において更なる検討を行い、令和 3 年 1 月〇〇日付で「図書館関係の権利制限規定の見直し（デジタル・ネットワーク対応）に関する報告書」をとりまとめた。

(2) 独占的ライセンサーに対する差止請求権の付与及び独占的ライセンサーの対抗制度について（ワーキングチーム関係）

今年度も本小委員会の下にワーキングチームを設置し、昨年度に引き続き、「独占性の対抗制度」及び「独占的ライセンサーに差止請求権を付与する制度」の導入について検討を行った。その審議経過等については、「著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関するワーキングチーム審議経過報告書」（令和3年1月13日）に記載のとおりである（資料2参照）。

(3) 研究目的に係る権利制限規定の創設について

昨年度の小委員会における議論の結果、制度設計等の検討を進めるに当たっての視点・留意事項が整理されるとともに、まずは、国内における様々な研究活動に係る著作物の利用実態・ニーズ等を把握することとされ、文化庁委託事業として「研究目的に係る著作物の利用に関する調査研究」（委託先：財団法人ソフトウェア情報センター）が実施された。

この調査研究によって、研究目的に係る著作物の利用実態やニーズ、円滑な利用に当たっての課題、権利者団体の意向・懸念、検討に当たっての論点等が一定程度明らかになった一方で、調査研究報告書では、(i) さらに多くの分野・人数にわたる研究者のニーズを適切にくみ上げるために、より広範・詳細な実態調査を行うことや、(ii) 国際的な制度調和の観点から、諸外国における制度やライセンスの実態等についても把握することが必要である旨、指摘がされた。

これを受け、今年度は、まず、上記(i)(ii)の点に関して新たな調査研究を実施することとし、その進捗状況も踏まえながら、適宜、本小委員会において、制度設計等に関する議論を深めることとした。

（※）令和3年1月より文化庁委託事業として「研究目的に係る著作物の利用に関する調査研究」が実施される予定である。

3 開催状況

第1回 令和2年7月29日

- ① 法制度小委員会主査の選任等について【非公開】
- ② 平成30年著作権法改正による「授業目的公衆送信補償金制度」の早期施行について（報告）
- ③ 「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律」について（報告）
- ④ 今期の法制度小委員会における審議事項及びワーキングチームの設置等について
- ⑤ 研究目的に係る権利制限規定の創設について
- ⑥ 図書館関係の権利制限規定の見直し（デジタル・ネットワーク対応）について

第2回 令和2年12月4日

- ① 図書館関係の権利制限規定の見直し（デジタル・ネットワーク対応）について

第3回 令和3年1月15日

- ① 図書館関係の権利制限規定の見直し（デジタル・ネットワーク対応）に関する報告書（案）について
- ② 独占的ライセンサーに対する差止請求権の付与及び独占的ライセンスの対抗制度に関する審議の経過等について
- ③ 令和2年度法制度小委員会の審議の経過等について

4 委員名簿

	池村 聰	弁護士
	井奈波 朋子	弁護士
○	今村 哲也	明治大学情報コミュニケーション学部教授
	上野 達弘	早稲田大学法学学術院教授
○	大渕 哲也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	奥邨 弘司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	柴田 義明	東京地方裁判所判事
	水津 太郎	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	龍村 全	弁護士
◎	茶園 成樹	大阪大学大学院高等司法研究科教授
	深町 晋也	立教大学法学部・大学院法務研究科教授
	前田 哲男	弁護士
	村井 麻衣子	筑波大学図書館情報メディア系准教授

※◎は主査、○は主査代理

(以上13名)

第20期 文化審議会著作権分科会法制度小委員会 における主な検討課題

令和2年7月29日

第20期の文化審議会著作権分科会法制度小委員会においては、「知的財産推進計画2020」をはじめとする政府方針等を踏まえ、主に以下の課題について検討を行うことが考えられる。なお、検討課題については、今後の状況の変化等を踏まえて、適宜追加・見直しを行う可能性がある。

<ライセンシーの保護>

- 独占的ライセンシーに対する差止請求権の付与及び独占的ライセンスの対抗制度について

<権利制限規定の創設・見直し>

- 研究目的に係る権利制限規定の創設について
- 図書館関係の権利制限規定の見直し（デジタル・ネットワーク対応）について【新規】
- 裁判手続に係る権利制限規定など既存の権利制限規定の見直しについて

<その他の課題>

- 追及権等について（美術の著作物に係る権利者への適切な対価の還元）
- 損害賠償額の算定方法の見直しについて（令和元年特許法等改正を踏まえた対応）

(以上)